

03 基本的な考え方

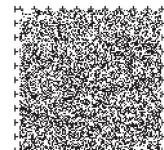
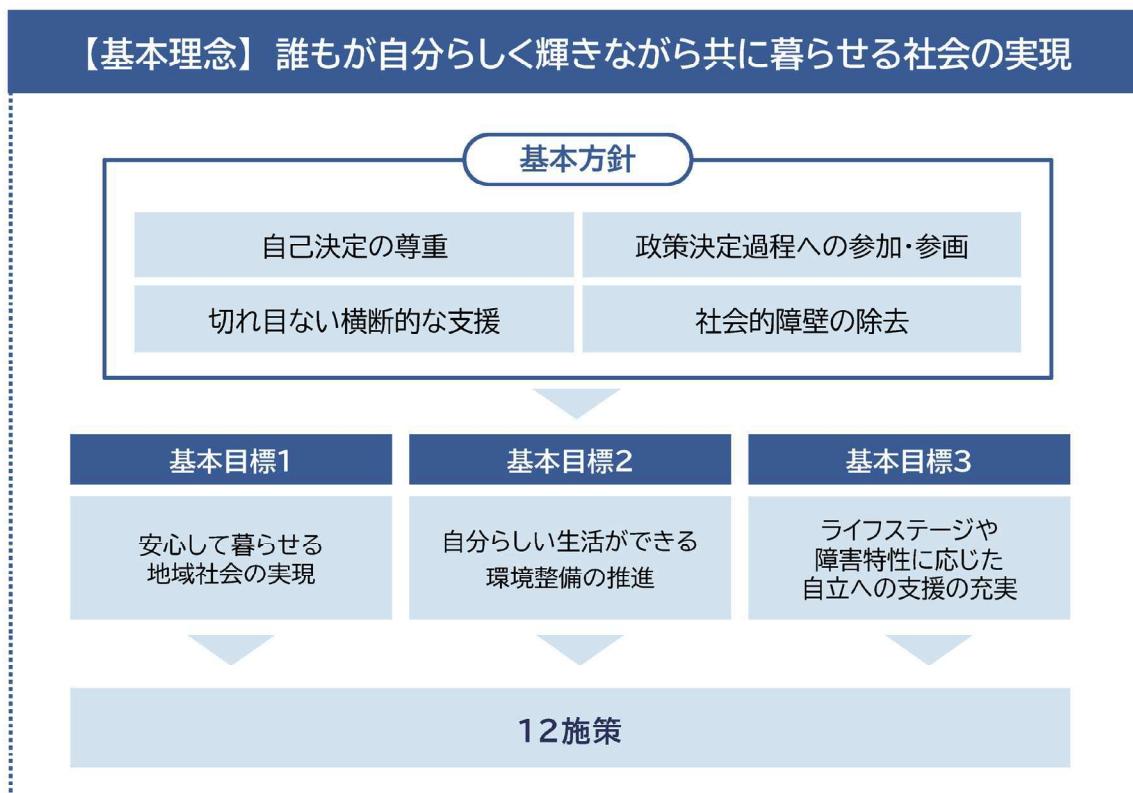
1

基本理念

障害福祉施策を推進していくことにより目指す社会は、全ての区民が社会の一員として生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる、誰にとっても暮らしやすい社会にほかなりません。

このため、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるとともに、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、基本理念は「誰もが自分らしく輝きながら共に暮らせる社会の実現」とします。

「基本的な考え方」のイメージ図



基本理念の実現に向けた取組を進めていくにあたり、基本となる考え方や姿勢（基本方針）は次のとおりとします。

自己決定の尊重

障害のある人が社会のあらゆる活動に主体的に参加するために、本人の自己決定を尊重し、自らの意思で望む生活のあり方を選択・決定し自己実現できるよう、意思決定の支援を行います。

政策決定過程への参加・参画

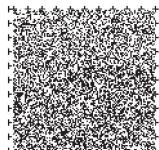
障害のある人は、障害者として生きてきた経験を活かして、社会に貢献をすることができる社会の一員であり、障害福祉施策に係る政策決定過程においては、障害のある人の意見を反映し、参加・参画ができるよう留意します。

切れ目ない横断的な支援

保健・医療・福祉をはじめとした各分野連携のもと、地域で安心して暮らしていくための適切なサービスの確保と質の向上を図り、障害のある人とその家族に対し、ライフステージや障害特性に応じた切れ目のない横断的な支援を行います。

社会的障壁の除去

障害理解・差別解消の推進、物理的障壁、情報取得・利用や意思疎通に係る障壁など社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、障害のある人があらゆる場面で個性豊かに輝ける環境づくりを行います。



基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を推進していきます。

基本目標 1 安心して暮らせる地域社会の実現

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域社会全体の障害理解と、障害のある人の権利擁護という基盤のもとに、いかなる相談も受け止める相談支援体制や、安全・安心な生活環境の整備を進めていきます。

基本目標 2 自分らしい生活ができる環境整備の推進

全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加し、その能力を最大限に発揮しながら、社会の一員として生きがいや役割を持ち、自分らしく充実した生活を送るために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通ができる環境整備、働きやすい社会の実現、余暇等を楽しむことができる多様な活動の場の確保に取り組んでいきます。

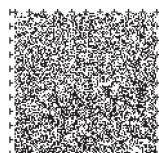
基本目標 3 ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

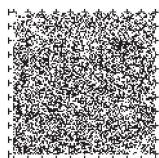
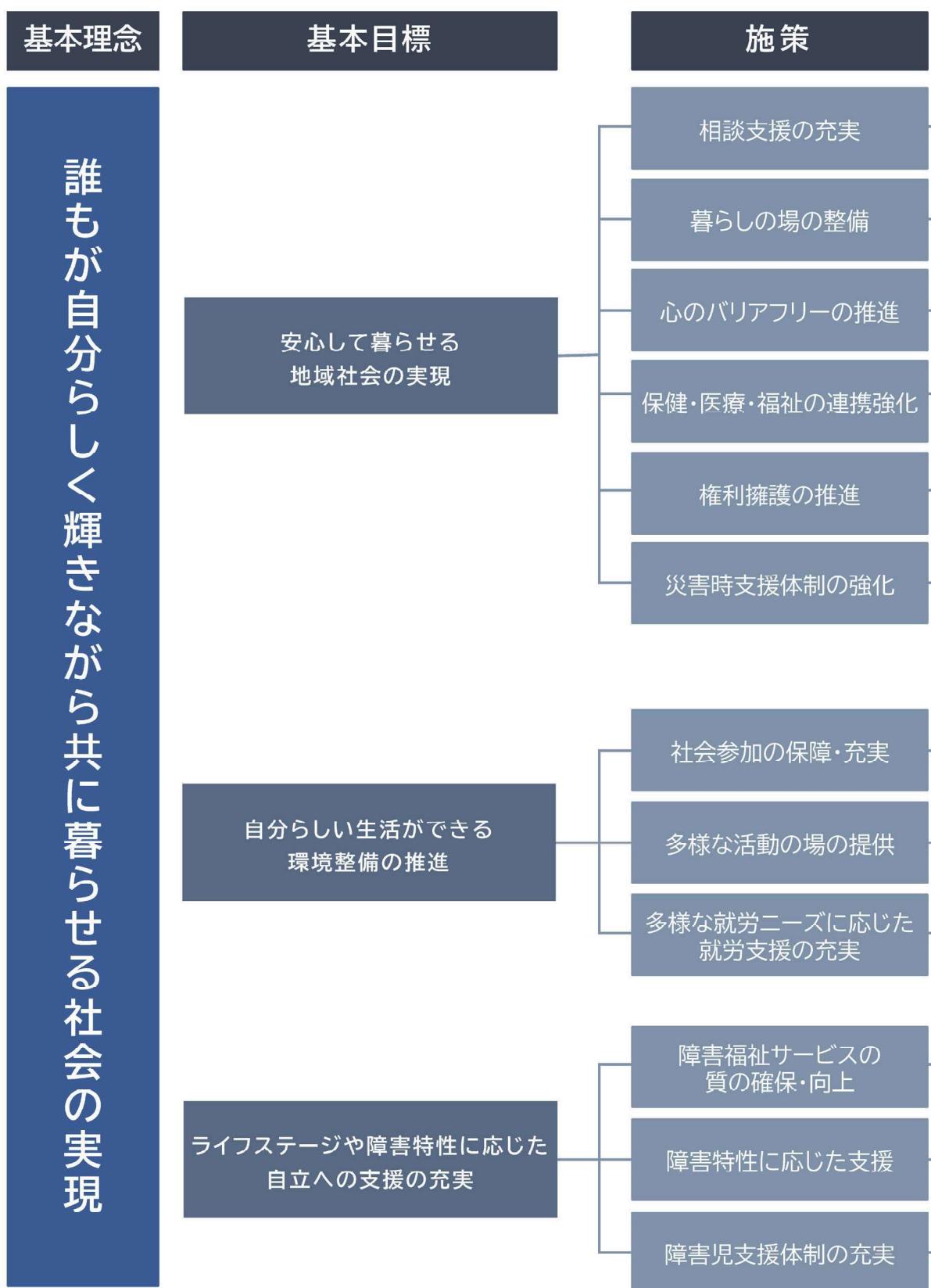
障害特性やライフステージに応じた専門性の高い細かな相談及び支援を切れ目なく円滑に受けることができるよう、支援体制の充実を進めていきます。

また、将来にわたって安定して質の高い障害福祉サービス等を提供していくために、福祉分野の共通課題である福祉人材の確保に向け、区と事業者が連携して取り組んでいきます。

障害者計画策定に関する調査や団体へのヒアリング結果、社会状況の変化等を踏まえ、基本目標に基づく12の施策として整理し、基本理念の実現を図ります。

(各施策の前提となる課題整理、施策を構成する具体的取組は第4章に掲載します。)





取組

- | | |
|--|---|
| ■ 地域生活支援拠点事業の充実
■ 基幹相談支援センターの機能強化 | ■ 包括的支援体制の充実
■ 目黒区障害者自立支援協議会の体制等の見直し |
| ■ 障害者グループホームの整備促進
■ 住宅確保要配慮者への支援 | ■ ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 |
| ■ 障害者差別解消の推進
■ 交流機会の推進 | ■ 福祉教育の推進 |
| ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
■ 精神障害のある人の退院促進 | |
| ■ 障害者虐待防止に関する周知・啓発の推進
■ 成年後見制度の利用促進 | ■ 意思決定支援の推進 |
| ■ 避難行動要支援者名簿の作成・配備
■ 災害時個別支援プラン作成の推進 | ■ 障害のある人に特化した防災訓練の実施
■ 在宅人工呼吸器使用者に対する家庭用蓄電池の配備促進 |

- | | |
|--|--|
| ■ 誰もが必要な情報を取得できる環境づくり
■ 障害特性に応じた意思疎通支援の充実 | ■ 情報保障・意思疎通に関する理解促進 |
| ■ 余暇等における活動の場の確保・充実
■ 障害者スポーツの推進 | ■ 障害者の芸術文化活動の推進
■ 障害のある人のための学習機会の提供 |
| ■ 障害のある人の一般就労の促進
■ 福祉的就労における工賃向上 | ■ 障害のある人の区職員採用の促進
及び採用後の活動推進のための支援 |

- | | |
|---|--|
| ■ 人材の確保・定着・育成
■ 保健福祉サービスの質の確保・向上 | ■ 事業者指導・監査の実施 |
| ■ 発達障害支援事業の充実
■ 高次脳機能障害のある人への支援 | ■ 強度行動障害のある人の支援体制整備 |
| ■ 児童発達支援センターの機能強化
■ 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)及びその家族への支援 | ■ 保育園・児童館・学童保育クラブでの障害児の受け入れ
■ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進 |

